

○国土交通省令第六十六号

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）及び通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百二十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、旅行業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月三十一日

国土交通大臣 石井 啓一

旅行業法施行規則等の一部を改正する省令

（旅行業法施行規則の一部改正）

第一条 旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 旅行業等</p> <p>第一節 旅行業及び旅行業者代理業（第一条の二―第四十一条）</p> <p>第二節 旅行サービス手配業（第四十二条―第五十六条）</p> <p>第三章 旅行業協会（第五十七条―第六十三条）</p> <p>第四章 雑則（第六十四条―第七十六条）</p> <p>第一章 総則</p> <p>（法第二条第六項の国土交通省令で定める行為）</p> <p>第一条 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号。以下「法」という。）第二条第六項の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 旅行者に対する本邦外における運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為</p> <p>二 旅行者に対する本邦内における運送等関連サービス（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条第一項に規定する通訳案内（報酬を得ずに行うもの並びに同項に規定する全国通訳案内士及び同条第二項に規定する地域通訳案内士が行うものを除く。）及び輸出物品販売場（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第八条第六項に規定する輸出物品販売場をいう。）における物品の譲渡を除く。）の提供について、これらのサービスを提供者ととの間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為</p> <p>第二章 旅行業等</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

第一節 旅行業及び旅行業者代理業

(新規登録及び更新登録の申請手続)

第一条の二 法第三条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録(以下この節において「新規登録」という。)又は法第六条の三第一項の規定による有効期間の更新の登録(以下「更新登録」という。)の申請をしようとする者は、次の区分により、当該各号に掲げる行政庁に、第一号様式による新規登録(更新登録)申請書を提出しなければならない。この場合において、更新登録の申請については、有効期間の満了の日の二月前までに提出するものとする。

一 三 (略)

(業務の範囲)

第一条の三 法第四条第一項第三号の国土交通省令で定める業務の範囲(以下「登録業務範囲」という。)の別は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 第三種旅行業務(法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行(一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村(特別区を含む。以下同じ。))の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域(次号及び第十条の五において「拠点区域」という。))内において実施されるものを除く。)の実施に係るもの以外のもの)

四 (略)

(新規登録の添付書類)

第一条の四 法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

(新設)

(新規登録及び更新登録の申請手続)

第一条 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号。以下「法」という。)第三条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録(以下「新規登録」という。)又は法第六条の三第一項の規定による有効期間の更新の登録(以下「更新登録」という。)の申請をしようとする者は、次の区分により、当該各号に掲げる行政庁に、第一号様式による新規登録(更新登録)申請書を提出しなければならない。この場合において、更新登録の申請については、有効期間の満了の日の二月前までに提出するものとする。

一 三 (略)

(業務の範囲)

第一条の二 法第四条第一項第四号の国土交通省令で定める業務の範囲(以下「登録業務範囲」という。)の別は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 第三種旅行業務(法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行(一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村(特別区を含む。以下同じ。))の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域(次号において「拠点区域」という。))内において実施されるものを除く。)の実施に係るもの以外のもの)

四 (略)

(新規登録の添付書類)

第一条の三 法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ〜ニ (略)

ホ 法第六条第一項第一号、第二号、第四号及び第六号から第十号まで（旅行者代理業に係る申請については、同項第一号、第二号、第四号、第六号から第九号まで及び第十一号）のいずれにも該当しないことを証する書類

ヘ (略)

二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ (略)

ロ 申請者が未成年者であるときは、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名）を記載した書類（申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者であるときは、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面）

ハ (略)

ニ 法第六条第一項第一号から第六号まで及び第八号から第十号まで（旅行者代理業に係る申請については、同項第一号から第六号まで、第八号、第九号及び第十一号）のいずれにも該当しないことを証する書類

ホ (略)

2・3 (略)

(更新登録の添付書類)

第一条の五 (略)

(財産的基礎)

第三条 法第六条第一項第十号の国土交通省令で定める基準は、次条に定めるところにより算定した資産額（以下「基準資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額以上であることとする。

一〜四 (略)

イ〜ニ (略)

ホ 法第六条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第八号まで（旅行者代理業に係る申請については、同項第一号から第三号まで、第五号から第七号まで及び第九号）のいずれにも該当しないことを証する書類

ヘ (略)

二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ (略)

ロ 申請者が未成年者であるときは、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその代表者の氏名）を記載した書類（申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者であるときは、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面）

ハ (略)

ニ 法第六条第一項第一号から第五号まで、第七号及び第八号（旅行者代理業に係る申請については、同項第一号から第五号まで、第七号及び第九号）のいずれにも該当しないことを証する書類

ホ (略)

2・3 (略)

(更新登録の添付書類)

第一条の四 (略)

(財産的基礎)

第三条 法第六条第一項第八号の国土交通省令で定める基準は、次条に定めるところにより算定した資産額（以下「基準資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額以上であることとする。

一〜四 (略)

第四条 基準資産額は、第一条の四第一項第一号二又は第二号ハに規定する貸借対照表又は財産に関する調書（以下「基準資産表」という。）に計上された資産（創業費その他の繰延資産及び営業権を除く。以下同じ。）の総額から当該基準資産表に計上された負債の総額及び法第八条第一項に規定する営業保証金の額（新規登録の申請に係る基準資産額を算定する場合であつて申請者が保証社員（法第四十八条第一項に規定する保証社員をいう。以下同じ。）となることが確実であるとき、又は更新登録の申請に係る基準資産額を算定する場合であつて申請者が保証社員であるときには、法第四十九条の規定により納付すべきこととされる弁済業務保証金分担金の額）に相当する金額を控除した額とする。

2・3 (略)

(変更登録)

第四条の二 (略)

2 前項の場合において、変更登録の申請をしようとする旅行者は、次に掲げる書類を変更登録申請書に添付しなければならない。

一 申請者が法人である場合にあつては、法第六条第一項第九号及び第十号のいずれにも該当しないことを証する書類並びに第一条の四第一項第一号ハ及び二に掲げる書類

二 申請者が個人である場合にあつては、法第六条第一項第九号及び第十号のいずれにも該当しないことを証する書類並びに第一条の四第一項第一号ハ及び第二号ハに掲げる書類

3 第一項の場合において、申請書の提出を受けた行政庁と登録行政庁（旅行者等が現に登録を受けている行政庁をいう。以下この条、第九条の二及び第二十二條において同じ。）が異なるときは、申請書の提出を受けた行政庁は、その旨を登録行政庁に通知しなければならない。

4 登録行政庁は、前項の規定による通知を受けたときは、旅行者登録

第四条 基準資産額は、第一条の三第一項第一号二又は第二号ハに規定する貸借対照表又は財産に関する調書（以下「基準資産表」という。）に計上された資産（創業費その他の繰延資産及び営業権を除く。以下同じ。）の総額から当該基準資産表に計上された負債の総額及び法第八条第一項に規定する営業保証金の額（新規登録の申請に係る基準資産額を算定する場合であつて申請者が保証社員（法第二十二條の九第一項に規定する保証社員をいう。以下同じ。）となることが確実であるとき、又は更新登録の申請に係る基準資産額を算定する場合であつて申請者が保証社員であるときには、法第二十二條の十の規定により納付すべきこととされる弁済業務保証金分担金の額）に相当する金額を控除した額とする。

2・3 (略)

(変更登録)

第四条の二 (略)

2 前項の場合において、変更登録の申請をしようとする旅行者は、次に掲げる書類を変更登録申請書に添付しなければならない。

一 申請者が法人である場合にあつては、法第六条第一項第七号及び第八号のいずれにも該当しないことを証する書類並びに第一条の三第一項第一号ハ及び二に掲げる書類

二 申請者が個人である場合にあつては、法第六条第一項第七号及び第八号のいずれにも該当しないことを証する書類並びに第一条の三第一項第一号ハ及び第二号ハに掲げる書類

3 第一項の場合において、申請書の提出を受けた行政庁と登録行政庁（旅行者等が現に登録を受けている行政庁をいう。以下同じ。）が異なるときは、申請書の提出を受けた行政庁は、その旨を登録行政庁に通知しなければならない。

4 登録行政庁は、前項の規定による通知を受けたときは、旅行者登録

録簿の当該旅行者に係る部分の写しを当該通知を行った行政庁に送付しなければならない。

5 前項の規定による送付を受けた行政庁は、変更登録を行ったときは、その旨を登録行政庁及び当該旅行者等に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第五条 旅行者又は旅行者代理業者（以下「旅行者等」という。）

（は、法第六条の四第三項の規定により登録事項の変更の届出をしようとするときは、登録行政庁（旅行者等が現に登録を受けている行政庁をいう。第十条の四、第三十八条、第三十九条及び第四十条において同じ。）に、第四号様式による登録事項変更届出書を提出しなければならない。ただし、第二種旅行者、第三種旅行者、地域限定旅行者又は旅行者代理業者が法第四条第一項第二号に規定する主たる営業所の所在地の変更（都道府県の区域を異にする所在地の変更に限る。）の届出をしようとするときは、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書には、変更に係る事項に関する第五号様式による書類及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更に係る事項が法人の代表者の氏名であるときは、当該代表者が法第六条第一項第七号に該当しないことを証する書類

二 変更に係る事項が法第四条第一項第四号に掲げるものであるときには、代理業契約の契約書の写し

3 (略)

(営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券)

第八条 法第八条第六項（法第四十七条第三項及び第四十八条第四項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

録簿又は旅行者代理業者登録簿の当該旅行者等に係る部分の写しを当該通知を行った行政庁に送付しなければならない。

5 前項の規定による送付を受けた行政庁は、変更登録を行ったときは、その旨を登録行政庁及び当該旅行者等に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第五条 旅行者又は旅行者代理業者（以下「旅行者等」という。）

（は、法第六条の四第三項の規定により登録事項の変更の届出をしようとするときは、登録行政庁に、第四号様式による登録事項変更届出書を提出しなければならない。ただし、第二種旅行者、第三種旅行者、地域限定旅行者又は旅行者代理業者が法第四条第一項第二号に規定する主たる営業所の所在地の変更（都道府県の区域を異にする所在地の変更に限る。）の届出をしようとするときは、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書には、変更に係る事項に関する第五号様式による書類及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更に係る事項が法人の代表者の氏名であるときは、当該代表者が法第六条第一項第六号に該当しないことを証する書類

二 変更に係る事項が法第四条第一項第五号に掲げるものであるときには、代理業契約の契約書の写し

3 (略)

(営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券)

第八条 法第八条第六項（法第二十二条の八第三項及び第二十二条の九第四項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

(営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券の価額)

第九条 法第八条第六項(法第四十七条第三項及び第四十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により前条の有価証券を営業保証金又は弁済業務保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(法第十一条の二第五項の国土交通省令で定めるとき)

第十条の二 法第十一条の二第五項の国土交通省令で定めるときは、営業所間の距離の合計が四十キロメートル以下のときとする。

(法第十一条の二第五項の国土交通省令で定める場合)

第十条の三 法第十一条の二第五項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第十一条の二第五項の規定に基づき複数の営業所を通じて一人の旅行業務取扱管理者を選任しようとする旅行者等(旅行者代理業者にあつては、その代理する旅行業者)の登録業務範囲が地域限定旅行業務以外のものである場合

二 当該複数の営業所の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額の合計額が一億円を超える場合

(営業所ごとの取引額の報告)

第十条の四 旅行者等は、法第十一条の二第五項の規定に基づき複数の営業所を通じて一人の旅行業務取扱管理者を選任しようとするときは、あらかじめ、第七号様式の取引額報告書を登録行政庁に提出しなければならない。

(営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券の価額)

第九条 法第八条第六項(法第二十二条の八第三項及び第二十二条の九第四項において準用する場合を含む。)の規定により前条の有価証券を営業保証金又は弁済業務保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

2 旅行者等は、法第十一条の二第五項の規定に基づき複数の営業所を通じて一人の旅行業務取扱管理者を選任した場合には、毎事業年度終了後百日以内に、第七号様式の取引額報告書を登録行政庁に提出しなければならない。

(法第十一条の二第六項第一号の国土交通省令で定める地域)

第十条の五 法第十一条の二第六項第一号の国土交通省令で定める地域は、拠点区域とする。

(法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間)

第十条の六 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間は、五年とする。

第十二条 (略)

2 (略)

3 地域限定旅行業務取扱管理者試験の試験科目は、前項第一号から第三号までに掲げる科目(観光庁長官が告示で定めるものを除く。)とする。

(旅行業務取扱管理者試験合格証の交付等)

第十四条 観光庁長官は、試験に合格した者に対し、第八号様式による旅行業務取扱管理者試験合格証(以下「合格証」という。)を交付するものとする。

2 試験に合格した者は、合格証を滅失し、又はき損したときは、第九号様式による合格証再交付申請書を提出してその再交付を受けることができる。

3・4 (略)

(試験の一部免除)

第二十条 法第十一条の三第三項の国土交通省令で定める資格を有する

(新設)

(新設)

第十二条 (略)

2 (略)

(新設)

(旅行業務取扱管理者試験合格証の交付等)

第十四条 観光庁長官は、試験に合格した者に対し、第七号様式による旅行業務取扱管理者試験合格証(以下「合格証」という。)を交付するものとする。

2 試験に合格した者は、合格証を滅失し、又はき損したときは、第八号様式による合格証再交付申請書を提出してその再交付を受けることができる。

3・4 (略)

(試験の一部免除)

第二十条 法第十一条の三第三項の国土交通省令で定める資格を有する

者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める試験科目を免除する。

- 一 (略)
- 二 地域限定旅行業務取扱管理者試験に合格した者 総合旅行業務取扱管理者試験及び国内旅行業務取扱管理者試験の法及びこれに基づく命令についての知識
- 三 〓五 (略)
- 六 地域限定旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務について合格点を得た者 次回の地域限定旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務

(旅行業約款の認可申請)

第二十二条 法第十二条の二第一項の規定により旅行業約款の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅行業約款設定(変更)認可申請書を登録行政庁に提出しなければならない。

- 一 氏名又は商号若しくは名称及び住所
- 二 〓五 (略)

(旅行業約款の記載事項)

第二十三条 旅行業約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 〓五 (略)
- 六 保証社員である旅行者にあつては、法第五十五条各号に掲げる事項
- 七・八 (略)

(書面の記載事項)

第二十七条の四 法第十二条の五第三項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 旅行業務に関し取引をする者の氏名又は商号若しくは名称及び住

者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める試験科目を免除する。

- 一 (略)
- (新設)
- 二 〓四 (略)
- (新設)

(旅行業約款の認可申請)

第二十二条 法第十二条の二第一項の規定により旅行業約款の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅行業約款設定(変更)認可申請書を登録行政庁に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 〓五 (略)

(旅行業約款の記載事項)

第二十三条 旅行業約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 〓五 (略)
- 六 保証社員である旅行者にあつては、法第二十二条の十六各号に掲げる事項
- 七・八 (略)

(新設)

- 所（当該者が旅行者等又は旅行サービス手配業者である場合においては、氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号）
- 二 契約を締結する旅行者等の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号
- 三 旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容
- 四 旅行者等が旅行業務に関し取引をする者に支払う対価又は旅行業務の取扱いの料金に関する事項
- 五 当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地
- 六 当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名
- 七 契約締結の年月日

（情報通信の技術を利用する方法）

第二十七条の五

法第十二条の五第四項の規定により書面の交付に代えて用いる同項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織（旅行者等の使用に係る電子計算機と旅行業務に関し取引をする者（旅行者を除く。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第二項において同じ。）を利用する方法のうち、イ、ロ又はハに掲げるもの
- イ 旅行者等の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて旅行業務に関し取引をする者の使用に係る電子計算機に前条に掲げる事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 旅行者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて旅行業務に関し取引をする者の閲覧に供し、当該旅行業務に関し取引をする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法
- ハ 旅行業務に関し取引をする者の使用に係る電子計算機に記載事

（新設）

項を記録するためのファイルが備えられていない場合に、旅行者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（専ら当該旅行業務に関し取引をする者の用に供するものに限る。次条第二号において「顧客ファイル」という。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて旅行業務に関し取引をする者の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならぬ。

一 前項第一号イ又はロに掲げる方法にあつては、旅行業務に関し取引をする者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、顧客ファイルへの記録がされた記載事項を、当該顧客ファイルに記録された時を始期とし、当該記載事項に係る旅行に関するサービスの提供が終了した日の翌日から起算して二年を経過した日（同日以前に当該旅行に関するサービスについて苦情の申出があつたときは、同日と当該苦情が解決した日のいずれか遅い日）を終期とする期間、消去し、又は改変することができないものであること。

第二十七条の六 旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号。

以下「令」という。）第二条第二項において準用する令第一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類は前条第一項に掲げる方法のうち旅行者等が使用するものとし、示すべき電磁的方法の内容はファイルへの記録の方式とする。

2 令第二条第二項において準用する令第一条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下「承諾等」という。）をする場合に用いる電磁的方

（新設）

法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの
- イ 旅行業務に関し取引をする者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて旅行者等の使用に係る電子計算機に承諾等をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 旅行者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて旅行業務に関し取引をする者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
- 二 前条第一項第二号に掲げる方法

(旅行業務取扱管理者の証明書の様式)

第二十七条の七 法第十二条の五の二の国土交通省令で定める様式は、第十号様式とする。

(外務員の証明書の様式)

第二十八条 法第十二条の六第一項の国土交通省令で定める様式は、第十一号様式とする。

(標識の様式)

第三十一条 法第十二条の九の国土交通省令で定める様式は、次の各号に掲げる営業所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 旅行者の営業所(次号に掲げるものを除く。) 第十二号様式
- 二 旅行者の営業所であつて法第十一条の二第六項第一号又は第二号に該当するもの 第十三号様式
- 三 旅行者代理業者の営業所(次号に掲げるものを除く。) 第十四号様式
- 四 旅行者代理業者の営業所であつて法第十一条の二第六項第一号又は第二号に該当するもの 第十五号様式

(旅行業務取扱管理者の証明書の様式)

第二十七条の四 法第十二条の五の二の国土交通省令で定める様式は、第九号様式とする。

(外務員の証明書の様式)

第二十八条 法第十二条の六第一項の国土交通省令で定める様式は、第十号様式とする。

(標識の様式)

第三十一条 法第十二条の九の国土交通省令で定める様式は、次の各号に掲げる営業所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 旅行者の営業所(次号に掲げるものを除く。) 第十一号様式
- 二 旅行者の営業所であつて法第十一条の二第五項第一号に該当するもの 第十二号様式
- 三 旅行者代理業者の営業所(次号に掲げるものを除く。) 第十三号様式
- 四 旅行者代理業者の営業所であつて法第十一条の二第五項第一号に該当するもの 第十四号様式

(登録の申請)

第三十四条 法第十二条の十二（法第十二条の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第十二条の十一第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、観光庁長官に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が旅程管理研修業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする者が旅程管理研修業務を開始する日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 旅程管理研修が法別表第一の上欄に掲げる科目（以下この節において「登録研修科目」という。）について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師（以下この節において「登録研修講師」という。）により行われることを証する書類

四・五 (略)

(削る)

(登録研修機関登録簿の記載事項)

第三十五条 法第十二条の十四第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 旅程管理研修業務を行う事務所の名称

二 旅程管理研修業務の開始日

(登録の申請)

第三十四条 法第十二条の十二（法第十二条の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第十二条の十一第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、観光庁長官に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が研修業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする者が研修業務を開始する日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 旅程管理研修が法別表の上欄に掲げる科目（以下「登録研修科目」という。）について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師（以下「登録研修講師」という。）により行われることを証する書類

四・五 (略)

3|| 前項第二号イの規定にかかわらず、観光庁長官が住民基本台帳法第三十条の九の規定により、地方公共団体情報システム機構から当該登録を申請しようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものの提供を受けるときは、前項第二号イに掲げる書類を添付することを要しない。

(登録研修機関登録簿の記載事項)

第三十五条 法第十二条の十四第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 研修業務を行う事務所の名称

二 研修業務の開始日

(旅程管理研修業務の実施基準)

第三十六条 法第十二条の十六の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 一三 (略)

四 観光庁長官が告示で定める基準に適合する教材(以下この節において「登録研修教材」という。)を使用するものであること。

五 (略)

六 観光庁長官が告示で定めるところにより旅程管理研修の修了試験(以下この節において「修了試験」という。)を行い、当該試験に合格した者に対して、旅程管理研修の修了証明書(以下この節において「修了証明書」という。)を交付すること。

七 (略)

(登録事項の変更の届出)

第三十七条 登録研修機関(法第十二条の十一第一項に規定する「登録研修機関」をいう。以下この節において同じ。)は、法第十二条の十七の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

一 一三 (略)

(旅程管理研修業務規程の記載事項)

第三十七条の二 法第十二条の十八第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 旅程管理研修業務を行う時間及び休日に関する事項

二 旅程管理研修業務を行う事務所に関する事項

三 一三 (略)

十一 旅程管理研修業務に関する秘密の保持に関する事項

十二 旅程管理研修業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

十三 (略)

十四 その他旅程管理研修業務に関し必要な事項

(研修業務の実施基準)

第三十六条 法第十二条の十六の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 一三 (略)

四 観光庁長官が告示で定める基準に適合する教材(以下「登録研修教材」という。)を使用するものであること。

五 (略)

六 観光庁長官が告示で定めるところにより旅程管理研修の修了試験(以下「修了試験」という。)を行い、当該試験に合格した者に対して、旅程管理研修の修了証明書(以下「修了証明書」という。)を交付すること。

七 (略)

(登録事項の変更の届出)

第三十七条 登録研修機関は、法第十二条の十七の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

一 一三 (略)

(研修業務規程の記載事項)

第三十七条の二 法第十二条の十八第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 研修業務を行う時間及び休日に関する事項

二 研修業務を行う事務所に関する事項

三 一三 (略)

十一 研修業務に関する秘密の保持に関する事項

十二 研修業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

十三 (略)

十四 その他研修業務に関し必要な事項

(旅程管理研修業務の休廃止の届出)

第三十七条の三 登録研修機関は、法第十二条の十九の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

- 一 休止又は廃止しようとする旅程管理研修業務の範囲
- 二 旅程管理研修業務を休止又は廃止しようとする日
- 三 旅程管理研修業務を休止しようとする期間
- 四 旅程管理研修業務を休止又は廃止しようとする理由

(帳簿の記載事項)

第三十七条の六 (略)

2 登録研修機関は、法第十二条の二十四の帳簿を備え、旅程管理研修業務を廃止するまで保存しなければならない。

3 (略)

(身分証明書の様式)

第三十七条の七 法第十二条の二十六第二項の身分を示す証明書の様式は、第十六号様式とする。

(旅程管理研修業務の引継ぎ)

第三十七条の八 登録研修機関は、法第十二条の二十七第二項に規定する場合に、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 旅程管理研修業務を観光庁長官に引き継ぐこと。
- 二 旅程管理研修業務に関する帳簿及び書類を観光庁長官に引き継ぐこと。

三 (略)

(事業の廃止等の届出)

第三十八条 法第十五条第一項の規定により旅行業又は旅行業者代理業

(研修業務の休廃止の届出)

第三十七条の三 登録研修機関は、法第十二条の十九の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

- 一 休止又は廃止しようとする研修業務の範囲
- 二 研修業務を休止又は廃止しようとする日
- 三 研修業務を休止しようとする期間
- 四 研修業務を休止又は廃止しようとする理由

(帳簿の記載事項)

第三十七条の六 (略)

2 登録研修機関は、法第十二条の二十四の帳簿を備え、研修業務を廃止するまで保存しなければならない。

3 (略)

(身分証明書の様式)

第三十七条の七 法第十二条の二十六第二項の身分を示す証明書の様式は、第十五号様式とする。

(研修業務の引継ぎ)

第三十七条の八 登録研修機関は、法第十二条の二十七第二項に規定する場合に、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 研修業務を観光庁長官に引き継ぐこと。
- 二 研修業務に関する帳簿及び書類を観光庁長官に引き継ぐこと。

三 (略)

(事業の廃止等の届出)

第三十八条 法第十五条第一項の規定により旅行業又は旅行業者代理業

の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業廃止届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称及び住所
二 四 (略)

2 第十五条第一項の規定により旅行業又は旅行業者代理業の全部の譲渡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業譲渡届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

一・二 (略)
三 事業を譲り受けた者の氏名又は商号若しくは名称及び住所

四 (略)

3 第十五条第一項の規定により分割による旅行業又は旅行業者代理業の全部の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業分割承継届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

一・二 (略)
三 事業を分割により承継した法人の商号又は名称及び所在地
四 (略)

(法人の合併による消滅等の届出)

第三十九条 第十五条第二項の規定により旅行業者等たる法人の合併による消滅の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した法人消滅届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称及び住所
二・三 (略)

四 合併後存続する法人又は合併により設立した法人の商号又は名称及び所在地

五 (略)

(死亡の届出)

第四十条 第十五条第三項の規定により旅行業者等の死亡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅行業者等死亡届出書を

の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業廃止届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 四 (略)

2 第十五条第一項の規定により旅行業又は旅行業者代理業の全部の譲渡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業譲渡届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

一・二 (略)
三 事業を譲り受けた者の氏名又は名称及び住所

四 (略)

3 第十五条第一項の規定により分割による旅行業又は旅行業者代理業の全部の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業分割承継届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

一・二 (略)
三 事業を分割により承継した法人の名称及び所在地
四 (略)

(法人の合併による消滅等の届出)

第三十九条 第十五条第二項の規定により旅行業者等たる法人の合併による消滅の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した法人消滅届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二・三 (略)

四 合併後存続する法人又は合併により設立した法人の名称及び所在地

五 (略)

(死亡の届出)

第四十条 第十五条第三項の規定により旅行業者等の死亡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅行業者等死亡届出書を

登録行政庁に提出しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称及び住所

二・三 (略)

(手数料)

第四十一条 令第四条第一項から第三項までに規定する手数料は、それぞれ更新登録申請書、旅行業務取扱管理者試験受験願書又は旅程管理研修受講申請書に収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第六条の三第一項の更新の登録、法第十一条の三第一項の試験の受験又は法第十二条の二十七第一項の研修の受講の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

2 法第六十九条第九項の規定により前項の手数料を旅行業協会に納付する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該旅行業協会の試験事務規程に定めるところによる。

3 (略)

第二節 旅行サービス手配業

(新規登録の申請手続)

第四十二条 法第二十三条の規定による旅行サービス手配業の登録（以下この節において「新規登録」という。）の申請をしようとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、第十七号様式による新規登録申請書を提出しなければならない。

(新規登録の添付書類)

第四十三条 法第二十四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載し

登録行政庁に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二・三 (略)

(手数料)

第四十一条 旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号）第四条に規定する手数料は、それぞれ更新登録申請書、旅行業務取扱管理者試験受験願書又は旅程管理研修受講申請書に収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第六条の三第一項の更新の登録、法第十一条の三第一項の試験の受験又は法第十二条の二十七第一項の研修の受講の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

2 法第二十五条の二第九項の規定により前項の手数料を旅行業協会に納付する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該旅行業協会の試験事務規程に定めるところによる。

3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

た書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為

ロ 登記事項証明書

ハ 次に掲げる事項を記載した書類

(1) 旅行サービス手配業務に係る事業の計画

(2) 旅行サービス手配業務に係る組織の概要

ニ 法第六条第一項第一号、第二号、第四号及び第六号から第八号まで並びに法第二十六条第一項第二号のいずれにも該当しないことを証する書類

二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 住民票の写し

ロ 申請者が未成年者であるときは、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名）を記載した書類（申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者であるときは、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面）

ハ 法第六条第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに法第二十六条第一項第二号のいずれにも該当しないことを証する書類

ニ 前号ハに掲げる書類

2

前項の規定にかかわらず、都道府県知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものの提供を受ける場合又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により当該申請者に係る都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを利用する場合の法第二十四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、前項第一号及び第二号ロからニまでに掲げるものとする。

(旅行サービス手配業者登録簿の様式)

第四十四条 法第二十五条第一項の旅行サービス手配業者登録簿の様式は、第十八号様式とする。

(新設)

(登録事項の変更の届出)

第四十五条 旅行サービス手配業者は、法第二十七条第一項の規定により登録事項の変更の届出をしようとするときは、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、第十九号様式による登録事項変更届出書を提出しなければならない。ただし、法第二十四条第一項第二号に規定する主たる営業所の所在地の変更(都道府県の区域を異にする所在地の変更に限る。)の届出をしようとするときは、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出書を提出しなければならない。

(新設)

2 前項の届出書には、変更に係る事項に関する第二十号様式による書類及び法人の代表者が法第六条第一項第七号に該当しないことを証する書類(変更に係る事項が法人の代表者の氏名であるときに限る。)を添付しなければならない。

3 第四条の二第三項から第五項までの規定は、第一項ただし書の届出事項の登録の実施について準用する。この場合において、同条第三項中「登録行政庁(旅行業者が現に登録を受けている行政庁をいう。以下この条、第九条の二及び第二十二条において同じ。)」とあり、並びに同項、同条第四項及び第五項中「登録行政庁」とあるのは「変更前の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事」と読み替えるものとする。

(旅行サービス手配業務取扱管理者の職務)
第四十六条 法第二十八条第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

(新設)

- 一 法第三十条の規定による書面の交付に関する事項
- 二 旅行サービス手配業務に関する苦情の処理に関する事項

三 契約締結の年月日、契約の相手方その他の旅行サービス手配業務
に關し取引をする者と締結した契約の内容に係る重要な事項につい
ての明確な記録又は関係書類の保管に關する事項
四 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者
の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第二十八条第六項の国土交通省令で定める期間)

第四十七条 法第二十八条第六項の国土交通省令で定める期間は、五年
とする。

(新設)

(準用)

第四十八条 第三十四条から第三十七条の八までの規定は、法第二十八
条第五項に規定する登録研修機関について準用する。この場合におい
て、第三十四条第一項及び第三十七条中「第十二条の十一第一項」と
あるのは「第二十八条第五項」と、同項第二号及び第三号、第三十五
条、第三十七条の二第一号、第二号、第十一号、第十二号及び第十四
号、第三十七条の三、第三十七条の六第二項並びに第三十七条の八第
一号及び第二号中「旅程管理研修業務」とあるのは「旅行サービス手
配業務取扱管理者研修業務」と、第三十四条第二項第三号、第三十六
条第一号、第二号及び第五号から第七号まで、第三十七条の二第三号
から第七号まで並びに第三十七条の六第一項及び第三項中「旅程管理
研修」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」と、第三
十四条第二項第三号中「別表第一」とあるのは「別表第二」と、第三
十六条第一号中「旅行業」とあるのは「旅行サービス手配業」と、第
三十七条の七中「第十六号様式」とあるのは「第二十一号様式」と読
み替えるものとする。

(新設)

(書面の記載事項)

第四十九条 法第三十条第一項の国土交通省令で定める事項は、次のと
おりとする。

(新設)

一 旅行サービス手配業務に関し取引をする者の氏名又は商号若しくは名称及び住所（当該者が旅行者等又は旅行サービス手配業者である場合においては、氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号）

二 契約を締結する旅行サービス手配業者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号

三 旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容

四 旅行サービス手配業者が旅行サービス手配業務に関し取引をする者に支払う対価又は旅行サービス手配業務の取扱いの料金に関する事項

五 当該契約に係る旅行サービス手配業務を取り扱う営業所の名称及び所在地

六 当該契約に係る旅行サービス手配業務取扱管理者の氏名

七 契約締結の年月日

（情報通信の技術を利用する方法）

第五十条 第二十七条の五の規定は、法第三十条第二項の規定により同項に規定する措置を講ずるときについて準用する。この場合において、第二十七条の五第一項第一号中「旅行者等」とあるのは「旅行サービス手配業者」と、同号中「旅行業務に関し取引をする者（旅行者を除く。以下この条において同じ。）」とあり、並びに同号イからハまで及び同条第二項第一号中「旅行業務に関し取引をする者」とあるのは「旅行サービス手配業務に関し取引をする者」と読み替えるものとする。

（新設）

第五十一条 第二十七条の六第一項の規定は令第二条第三項において準用する令第一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容について、第二十七条の六第二項の規定は令第二条第三項において準用する令第一条第一項の承諾又は同条第二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、第二十七条の六第二項第一号中「

（新設）

「旅行業務」とあるのは「旅行サービス手配業務」と、「旅行者等」とあるのは「旅行サービス手配業者」と読み替えるものとする。

(禁止行為)

第五十二条 法第三十一条第三項の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 旅行サービス手配業務に関し取引をする者に対し、法令に違反する行為を行うことをあつせんし、又はその行為を行うことに関し便宜を供与する行為
- 二 運送サービス(専ら企画旅行の実施のために提供されるものに限る。)を提供する者に対し、輸送の安全の確保を不当に阻害する行為
- 三 旅行サービス手配業務に関し取引をする者に対し、旅行者が特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要する行為を行うことをあつせんし、又はその行為を行うことに関し便宜を供与する行為

(事業の廃止等の届出)

第五十三条 法第三十五条第一項の規定により旅行サービス手配業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業廃止届出書を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称及び住所

二 登録番号

三 事業廃止の年月日

四 事業廃止の理由

2 法第三十五条第一項の規定により旅行サービス手配業の全部の譲渡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業譲渡届出書を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 事業譲渡の年月日
 - 三 事業を譲り受けた者の氏名又は商号若しくは名称及び住所
 - 四 事業譲渡の理由
- 3 法第三十五条第一項の規定により分割による旅行サービス手配業の全部の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業分割承継届出書を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 第一項第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 事業分割承継の年月日
 - 三 事業を分割により承継した法人の商号又は名称及び所在地
 - 四 事業分割承継の理由

(法人の合併による消滅等の届出)

- 第五十四条** 法第三十五条第二項の規定により旅行サービス手配業者たる法人の合併による消滅の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した法人消滅届出書を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は商号若しくは名称及び住所
 - 二 登録番号
 - 三 合併の年月日
 - 四 合併後存続する法人又は合併により設立した法人の商号又は名称及び所在地
 - 五 合併の理由

(死亡の届出)

- 第五十五条** 法第三十五条第三項の規定により旅行サービス手配業者の死亡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅行サービス手配業者死亡届出書を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

- 一 氏名又は商号若しくは名称及び住所
- 二 登録年月日
- 三 死亡の年月日

(手数料)

第五十六条 令第四条第四項に規定する手数料は、旅行サービス手配業務取扱管理者研修受講申請書に収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第二十九条において準用する法第十二条の二十七第一項の研修の受講の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができ、
2 すでに納めた手数料は、いかなる理由があつても返さない。

第三章 旅行業協会

(旅行業協会の指定の申請)

第五十七条 法第四十一条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

- 一・二 (略)
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一・二 (略)
 - 三 社員である旅行者等の氏名又は商号若しくは名称、住所、登録番号及び登録年月日を記載した書類
 - 四 (略)
 - 五 法第四十二条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画
 - 六 (略)
 - 七 法第四十一条第一項第四号及び第五号に掲げる要件を備えていることを証する書類

(新設)

(旅行業協会の指定の申請)

第四十二条 法第二十二条の二第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。
い。

- 一・二 (略)
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一・二 (略)
 - 三 社員である旅行者等の氏名又は名称、住所、登録番号及び登録年月日を記載した書類
 - 四 (略)
 - 五 法第二十二条の三各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画
 - 六 (略)
 - 七 法第二十二条の二第一項第四号及び第五号に掲げる要件を備えていることを証する書類

(名称等の変更の届出)

第五十八条 法第四十一条第三項の規定による変更の届出は、変更しようとする日の二週間前までに書面によりしなければならない。

(社員の加入及び脱退の報告)

第五十九条 法第四十四条の規定による報告は、社員の加入又は脱退につき次に掲げる事項を記載した報告書を提出することによりしなければならない。

- 一 新たに加入し、又は脱退した社員の氏名又は商号若しくは名称、住所、登録番号及び登録年月日

二 (略)

(認証の申出)

第六十条 法第四十八条第二項の規定によりその債権について旅行業協会の認証(以下「認証」という。)を受けようとする者は、その者と取引をした保証社員(その者と取引をした旅行業者代理業者の所属旅行業者たる保証社員を含む。以下「認証対象保証社員」という。)が属する旅行業協会の弁済業務規約で定めるところにより、当該旅行業協会に認証の申出をしなければならない。

(認証の基準)

第六十一条 旅行業協会は、認証の申出があつたときは、当該申出に理由がないと認める場合、認証の申出に係る債権について認証対象保証社員から弁済を受けることができないことについて申出人に故意又は重大な過失があると認める場合及び法第四十八条第一項の権利を有することの立証が不十分であると認める場合を除き、当該申出に係る債権について認証をしなければならない。

(認証事務の処理)

(名称等の変更の届出)

第四十三条 法第二十二條の二第三項の規定による変更の届出は、変更しようとする日の二週間前までに書面によりしなければならない。

(社員の加入及び脱退の報告)

第四十四条 法第二十二條の五の規定による報告は、社員の加入又は脱退につき次に掲げる事項を記載した報告書を提出することによりなければならない。

- 一 新たに加入し、又は脱退した社員の氏名又は名称、住所、登録番号及び登録年月日

二 (略)

(認証の申出)

第四十五条 法第二十二條の九第二項の規定によりその債権について旅行業協会の認証(以下「認証」という。)を受けようとする者は、その者と取引をした保証社員(その者と取引をした旅行業者代理業者の所属旅行業者たる保証社員を含む。以下「認証対象保証社員」という。)が属する旅行業協会の弁済業務規約で定めるところにより、当該旅行業協会に認証の申出をしなければならない。

(認証の基準)

第四十六条 旅行業協会は、認証の申出があつたときは、当該申出に理由がないと認める場合、認証の申出に係る債権について認証対象保証社員から弁済を受けることができないことについて申出人に故意又は重大な過失があると認める場合及び法第二十二條の九第一項の権利を有することの立証が不十分であると認める場合を除き、当該申出に係る債権について認証をしなければならない。

(認証事務の処理)

第六十二条 (略)

(弁済業務保証金準備金の取り崩し)

第六十三条 法第五十二条第七項の国土交通省令で定める額は、旅行業協会ごとに、当該旅行業協会に係る弁済業務保証金の還付に関する状況及び旅行業務に関し取引をした旅行者の保護を考慮して、観光庁長官が告示で定める額とする。

第四章 雑則

(意見の聴取の手続)

第六十四条 (略)

(法第六十八条の団体)

第六十五条 法第六十八条の規定により旅行業者等又は旅行業務に関する契約の実施のための業務に従事する者(以下この条において「旅行関連業務従事者」という。)が組織する団体の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、旅行業者等が組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、それ以外の団体にあつては、観光庁長官に提出しなければならない。

一 五 (略)

六 団体を組織する旅行業者等又は旅行関連業務従事者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる営業所の所在地

(解散等の届出)

第六十六条 法第六十八条の団体は、解散し、又は前条第一号から第四号までに掲げる事項に変更があつた場合は、三十日以内に、その旨を観光庁長官(旅行業者等が組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事)に届け出なければならない。

第四十七条 (略)

(弁済業務保証金準備金の取り崩し)

第四十八条 法第二十二條の十三第七項の国土交通省令で定める額は、旅行業協会ごとに、当該旅行業協会に係る弁済業務保証金の還付に関する状況及び旅行業務に関し取引をした旅行者の保護を考慮して、観光庁長官が告示で定める額とする。

(新設)

(意見の聴取の手続)

第四十九条 (略)

(法第二十五条の団体)

第五十条 法第二十五条の規定により旅行業者等又は旅行業務に関する契約の実施のための業務に従事する者(以下この条において「旅行関連業務従事者」という。)が組織する団体の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、旅行業者等が組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、それ以外の団体にあつては、観光庁長官に提出しなければならない。

一 五 (略)

六 団体を組織する旅行業者等又は旅行関連業務従事者の氏名又は名称及び主たる営業所の所在地

(解散等の届出)

第五十条の二 法第二十五条の団体は、解散し、又は前条第一号から第四号までに掲げる事項に変更があつた場合は、三十日以内に、その旨を観光庁長官(旅行業者等が組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事)に届け出なければならない。

(試験事務の代行)

第六十七条 旅行業協会は、法第六十九条第一項の規定により試験事務を行なおうとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

一 四 (略)

2 法第六十九条第一項の規定により試験事務を実施する旅行業協会の名称及び主たる事務所の所在地並びに試験事務を行う事務所の所在地は、次のとおりとする。

(変更の届出)

第六十八条 (略)

(旅行業協会が試験事務を行う場合における規定の適用)

第六十九条 法第六十九条第一項の規定により旅行業協会が試験事務を行う場合における第十三条第一項並びに第十四条第一項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「観光庁長官」とあるのは、「旅行業協会」とする。

(試験事務規程)

第七十条 法第六十九条第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 五 (略)

(試験委員の要件)

第七十一条 法第六十九条第四項の国土交通省令で定める要件を備える者は、第十二条に規定する科目のうちその担当する試験の科目について専門的な知識又は学識経験を有する者とする。

(報告)

第七十二条 旅行者等、登録研修機関、旅行業協会又は法第六十八条

(試験事務の代行)

第五十一条 旅行業協会は、法第二十五条の二第一項の規定により試験事務を行なおうとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

一 四 (略)

2 法第二十五条の二第一項の規定により試験事務を実施する旅行業協会の名称及び主たる事務所の所在地並びに試験事務を行う事務所の所在地は、次のとおりとする。

(変更の届出)

第五十二条 (略)

(旅行業協会が試験事務を行う場合における規定の適用)

第五十三条 法第二十五条の二第一項の規定により旅行業協会が試験事務を行う場合における第十三条第一項並びに第十四条第一項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「観光庁長官」とあるのは、「旅行業協会」とする。

(試験事務規程)

第五十四条 法第二十五条の二第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 五 (略)

(試験委員の要件)

第五十五条 法第二十五条の二第四項の国土交通省令で定める要件を備える者は、第十二条に規定する科目のうちその担当する試験の科目について専門的な知識又は学識経験を有する者とする。

(報告)

第五十六条 旅行者等、登録研修機関、旅行業協会又は法第二十五条

の団体は、観光庁長官又は都道府県知事から法第七十条第一項の規定による報告を求められたときは、遅滞なく、要求のあつた事項について観光庁長官又は都道府県知事に報告しなければならない。

(身分証票の様式)

第七十三条 法第七十条第五項の身分を示す証票の様式は、第二十二号様式とする。

(氏名等の公表方法)

第七十四条 観光庁長官は、法第七十一条の規定に基づき、法令違反行為を行った者の氏名又は名称その他法令違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は取引の公正を確保するために必要な事項を一般に公表するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(意見を述べる機会の供与)

第七十五条 法第七十一条の規定に基づき、法令違反行為を行った者の氏名を一般に公表しようとするときは、あらかじめ、当該法令違反行為を行った者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(經由機関)

第七十六条 法又はこの省令の規定により観光庁長官に提出する書類は、第十三条第一項、第十四条第二項、第五十七条第一項、第五十八条、第五十九条、第六十七条第一項及び第六十八条に規定するものを除き、当該書類を提出する者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方運輸局長を經由して提出しなければならない。

第一号様式 (第一条の二及び第四条の二関係)
(略)

の団体は、観光庁長官又は都道府県知事から法第二十六条第一項の規定による報告を求められたときは、遅滞なく、要求のあつた事項について観光庁長官又は都道府県知事に報告しなければならない。

(身分証票の様式)

第五十七条 法第二十六条第五項の身分を示す証票の様式は、第十六号様式とする。

(新設)

(新設)

(經由機関)

第五十八条 法又はこの省令の規定により観光庁長官に提出する書類は、第十三条第一項、第十四条第二項、第四十二条第一項、第四十三条、第四十四条、第五十一条第一項及び第五十二条に規定するものを除き、当該書類を提出する者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方運輸局長を經由して提出しなければならない。

第一号様式 (第一条及び第四条の二関係)
(略)

第二号様式 (第一条の四関係)
(略)

第六号様式 (第九条の二関係)

取引額報告書

年度分 (年 月 日から 年 月 日まで)

受付印	経由印	観光庁長官 知事	登録旅行業第 号
区 分			
自社の企画旅行に係る取引額 (受託旅行者及び自社に所属する旅行者の取扱いは含む)	参加する旅行者の募集をすることにより実施するもの 旅行者からの依頼によるもの	本邦内のみのもの 上記以外	取扱人員 (人) 取引額 (円)
手配旅行に係る取引額 (自社に所属する旅行者代理業者の取扱いは含む)			
旅行業法第二条第一項第八号及び第九号に係る取引額 (自社に所属する旅行者代理業者の取扱いは含む)			
合 計			

第二号様式 (第一条の三関係)
(略)

第六号様式 (第九条の二関係)

取引額報告書

年度分 (年 月 日から 年 月 日まで)

受付印	経由印	観光庁長官 知事	登録旅行業第 号
区 分			
自社主催に係る取引額	自社営業所での取引額 受託旅行者の取引額		取扱人員 (人) 取引額 (円)
手配旅行に係る取引額			
自社に所属する旅行者代理業者の取引額			
合 計			
営業保証金の場合			
現在供託している金額			
上記により供託すべき金額			
(差額がある場合) 追加して供託すべき額 又は取り戻すことのできる額			

(うち自社に所属する旅行者代理業者の取引額)		()	()
営業保証金の場合			
現在供託している金額			
上記により供託すべき金額			
(差額がある場合) 追加して供託すべき額 又は取り戻すことがで きる額			
弁済業務保証金分担金の場合			
現在納付している金額			
上記により納付すべき金額			
(差額がある場合) 追加して納付すべき額 又は取り戻すことがで きる額			
年 月 日			
観光庁 長 官 殿 知 事 殿			
<p>旅行業法第十条の規定により取引の額を報告します。 この報告書の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">報告者の氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A列 4番)</p>			

弁済業務保証金分担金の場合			
現在納付している金額			
上記により納付すべき金額			
(差額がある場合) 追加して納付すべき額 又は取り戻すことがで きる額			
年 月 日			
観光庁 長 官 殿 知 事 殿			
<p>旅行業法第十条の規定により取引の額を報告します。 この報告書の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">報告者の氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A列 4番)</p>			

第七号様式 (第十条の四関係)

(新設)

取引額報告書

(旅行業務取扱管理者が複数の営業所を兼務する場合)

年度分 (年 月 日から 年 月 日まで)

受付印	知事登録 旅行業第 号 旅行社 業第 号 旅行業者代理業
営業所の名称	取引額 (円)
取引額合計	

年 月 日

知事 殿

上記の営業所は、旅行業法第十一条の二第五項に規定する旅行業務取扱管理者が複数の営業所を通じて一人で足りる要件を満たしていることを報告します。

この報告書の記載事項は、事実と相違ありません。

報告者の氏名又は名称

(日本工業規格 A列 4番)

第八号様式 (第十四条関係)

〔総合旅行業務取扱管理者試験合格証〕
〔国内旅行業務取扱管理者試験合格証〕
〔地域限定旅行業務取扱管理者試験合格証〕

合格番号 _____

氏名

生年月日

〔総合旅行業務取扱管理者試験合格証〕
〔国内旅行業務取扱管理者試験合格証〕
〔地域限定旅行業務取扱管理者試験合格証〕

旅行業法第十一条の三の規定による
に合格したことを証する。

年 月 日

観光庁長官

観光庁長官試験事務代行機関旅行業協会



第七号様式 (第十四条関係)

〔総合旅行業務取扱管理者試験合格証〕
〔国内旅行業務取扱管理者試験合格証〕

合格番号 _____

氏名

生年月日

〔総合旅行業務取扱管理者試験合格証〕
〔国内旅行業務取扱管理者試験合格証〕

旅行業法第十一条の三の規定による
に合格したことを証する。

年 月 日

観光庁長官

観光庁長官試験事務代行機関旅行業協会



(日本工業規格 A列 4番)

第九号様式 (第十四条関係)

合格証再交付申請書		年	月	日
観光庁長官 観光庁長官試験事務代行機関旅行業協会		殿		
氏名				
生年月日				
合格番号				
合格年月日				

旅行業法施行規則第十四条第二項の規定により
「総合旅行業務取扱管理者試験合格証」
「国内旅行業務取扱管理者試験合格証」の再交付を申請します。
「地域限定旅行業務取扱管理者試験合格証」

氏名
住所

(印)

(日本工業規格 A列 4番)

第八号様式 (第十四条関係)

合格証再交付申請書		年	月	日
観光庁長官 観光庁長官試験事務代行機関旅行業協会		殿		
氏名				
生年月日				
合格番号				
合格年月日				

旅行業法施行規則第十四条第二項の規定により
「総合旅行業務取扱管理者試験合格証」
「国内旅行業務取扱管理者試験合格証」の再交付を申請します。
「地域限定旅行業務取扱管理者試験合格証」

氏名
住所

(印)

第11号様式 (第二十八条関係)

(略)

第11号様式 (第三十一条関係) 127センチメートル以上

旅行業登録票
(業務範囲：海外旅行・国内旅行)

Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance
with the provisions of the Travel Agency Law
(Scope of Activities : Overseas Travel, Domestic Travel)

登録番号 Number	登録旅行業 第	第	号
登録年月日 Date of License	年	月	日
有効期間 Term of Validity	from	年	月
	年	月	日まで
氏名又は名称 Name			
営業所の名称 Name of Branch			
旅行業務取扱 管理者の氏名 Name of Certifi			

35センチメートル以上

第11号様式 (第二十八条関係)

(略)

第11号様式 (第三十一条関係) 35センチメートル以上

旅行業登録票
(業務範囲：海外旅行・国内旅行)

Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance
with the provisions of the Travel Agency Law
(Scope of Activities : Overseas Travel, Domestic Travel)

登録番号 Number	登録旅行業 第	第	号
登録年月日 Date of License	年	月	日
有効期間 Term of Validity	from	年	月
	年	月	日まで
氏名又は名称 Name			
営業所の名称 Name of Branch			
旅行業務取扱 管理者の氏名 Name of Certifi			

35センチメートル以上

ed Travel Services Manager	
受託取扱企画旅行 Trustee Contract	

- 注
1. 地の色は、青色とする。
 2. 受託契約を締結していない者にあつては、受託取扱企画旅行名の欄を省略することができる。
 3. 受託取扱企画旅行の欄は、取り扱っている企画旅行の企画者が明確となるよう記載する。

第十三号様式 (第三十一条関係)

27センチメートル以上

旅行業登録票
(業務範囲：国内旅行)

Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance
with the provisions of the Travel Agency Law
(Scope of Activities : Domestic Travel)

登録番号 Number	登録旅行業 第	号
登録年月日 Date of License	年	月
有効期間 Term of Validity	from	年 月 日

ed Travel Services Manager	
受託取扱企画旅行 Trustee Contract	

- 注
1. 地の色は、青色とする。
 2. 受託契約を締結していない者にあつては、受託取扱企画旅行名の欄を省略することができる。
 3. 受託取扱企画旅行の欄は、取り扱っている企画旅行の企画者が明確となるよう記載する。

第十二号様式 (第三十一条関係)

13センチメートル以上

旅行業登録票
(業務範囲：国内旅行)

Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance
with the provisions of the Travel Agency Law
(Scope of Activities : Domestic Travel)

登録番号 Number	登録旅行業 第	号
登録年月日 Date of License	年	月
有効期間 Term of Validity	from	年 月 日

氏名又は名称 Name	
営業所の名称 Name of Branch	
旅行業務取扱 管理者の氏名 Name of Certified Travel Services Manager	
受託取扱 企画旅行 Trustee Contract	

注 1. 地の色は、白色とする。
 2. 受託契約を締結していない者にあつては、受託取扱企画旅行名の欄を省略することができる。
 3. 受託取扱企画旅行の欄は、取り扱っている企画旅行の企画者が明確となるよう記載する。

第十四号様式 (第三十一条関係) 27センチメートル以上

旅行者代理業登録票
 (業務範囲：海外旅行・国内旅行)
 Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance
 with the provisions of the Travel Agency Law

氏名又は名称 Name	
営業所の名称 Name of Branch	
旅行業務取扱 管理者の氏名 Name of Certified Travel Services Manager	
受託取扱 企画旅行 Trustee Contract	

注 1. 地の色は、白色とする。
 2. 受託契約を締結していない者にあつては、受託取扱企画旅行名の欄を省略することができる。
 3. 受託取扱企画旅行の欄は、取り扱っている企画旅行の企画者が明確となるよう記載する。

第十三号様式 (第三十一条関係) 35センチメートル以上

旅行者代理業登録票
 (業務範囲：海外旅行・国内旅行)
 Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance
 with the provisions of the Travel Agency Law

(Scope of Activities : Overseas
Travel, Domestic Travel)

登録番号 Number	知事登録旅行者代理業 第 号
登録年月日 Date of License	年 月 日
所属旅行者 登録番号及び 氏名又は名称 Number and Name of Principal Travel Agent	登録旅行業 第 号
氏名又は名称 Name	
営業所の名称 Name of Branch	
旅行業務取扱 管理者の氏名 Name of Certified Travel Services Manager	

(Scope of Activities : Overseas
Travel, Domestic Travel)

登録番号 Number	知事登録旅行者代理業 第 号
登録年月日 Date of License	年 月 日
所属旅行者 登録番号及び 氏名又は名称 Number and Name of Principal Travel Agent	登録旅行業 第 号
氏名又は名称 Name	
営業所の名称 Name of Branch	
旅行業務取扱 管理者の氏名 Name of Certified Travel Services Manager	

受託取扱
企画旅行
Trustee Contract

- 注
1. 地の色は、青色とする。
 2. 受託契約を締結していない者にあつては、受託取扱企画旅行名の欄を省略することができる。
 3. 受託取扱企画旅行の欄は、取り扱っている企画旅行の企画者が明確となるよう記載する。

第十七号様式 (第三十一条関係)

27センチメートル以上

Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance
with the provisions of the Travel Agency Law
(Scope of Activities : Domestic Travel)

登録番号 Number	知事登録旅行者代理業 第 号
登録年月日 Date of License	年 月 日
所属旅行者 登録番号及び 氏名又は名称 Number and Name of Principal	登録旅行業 第 号

受託取扱
企画旅行
Trustee Contract

- 注
1. 地の色は、青色とする。
 2. 受託契約を締結していない者にあつては、受託取扱企画旅行名の欄を省略することができる。
 3. 受託取扱企画旅行の欄は、取り扱っている企画旅行の企画者が明確となるよう記載する。

第十四号様式 (第三十一条関係)

35センチメートル以上

Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance
with the provisions of the Travel Agency Law
(Scope of Activities : Domestic Travel)

登録番号 Number	知事登録旅行者代理業 第 号
登録年月日 Date of License	年 月 日
所属旅行者 登録番号及び 氏名又は名称 Number and Name of Principal	登録旅行業 第 号

Travel Agent	
氏名又は名称 Name	
営業所の名称 Name of Branch	
旅行業務取扱 管理者の氏名 Name of Certified Travel Services Manager	
受託取扱 企画旅行 Trustee Contract	

35センチメートル以上

- 注
1. 地の色は、白色とする。
 2. 受託契約を締結していない者にあつては、受託取扱企画旅行名の欄を省略することができる。
 3. 受託取扱企画旅行の欄は、取り扱っている企画旅行の企画者が明確となるよう記載する。

第十七号様式 (第三十七条の七関係)

9センチメートル



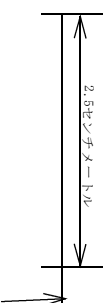
Travel Agent	
氏名又は名称 Name	
営業所の名称 Name of Branch	
旅行業務取扱 管理者の氏名 Name of Certified Travel Services Manager	
受託取扱 企画旅行 Trustee Contract	

35センチメートル以上

- 注
1. 地の色は、白色とする。
 2. 受託契約を締結していない者にあつては、受託取扱企画旅行名の欄を省略することができる。
 3. 受託取扱企画旅行の欄は、取り扱っている企画旅行の企画者が明確となるよう記載する。

第十五号様式 (第三十七条の七関係)

9センチメートル



<p>(写真)</p> <p>↑ 9センチメートル</p>	<p>第 号</p> <p>年 月 日</p>
<p>(年 月撮影)</p>	
<p>所属及び職名 氏 名</p>	<p>(年 月 日生)</p>
<p>旅行業法第十二条の二十六第二項の検査員の証</p>	
<p>年 月 日まで有効</p>	
<p>観光庁長官 印</p>	
<p>(表)</p> <p>9センチメートル</p>	
<p>旅行業法<u>抜粋</u></p>	
<p>(立入検査)</p>	

<p>(写真)</p> <p>↑ 9センチメートル</p>	<p>第 号</p> <p>年 月 日</p>
<p>(年 月撮影)</p>	
<p>所属及び職名 氏 名</p>	<p>(年 月 日生)</p>
<p>旅行業法第十二条の二十六第二項の検査員の証</p>	
<p>年 月 日まで有効</p>	
<p>観光庁長官 印</p>	
<p>(表)</p> <p>9センチメートル</p>	
<p>旅行業法<u>抜粋</u></p>	
<p>(立入検査)</p>	

第十二条の二十六 観光庁長官は、旅程管理研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、登録研修機関の事務所に立ち入り、旅程管理研修業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第八十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした第十二条の十一第一項に規定する登録研修機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

四 第十二条の二十六第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(裏)

第十七号様式 (第四十二条関係)

新規登録申請書 (1)

受付印

収入印紙又は証紙貼付箇所
(消印しないこと。)

第十二条の二十六 観光庁長官は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、登録研修機関の事務所に立ち入り、研修業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第三十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録研修機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

四 第十二条の二十六第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(裏)

(新設)

ふりがな			
氏名 (法人にあつては、 その名称)			
ふりがな			
代表者の氏名 (法人の場合)			
ふりがな			
住所 (法人にあつては、 その所在地)			
ふりがな			
商号			
ふりがな			
主たる営業所の 名称		主たる営業所の 所在地	

知事殿

年 月 日

旅行業法第二十三条の規定による新規登録の申請をします。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

申請者の氏名又は名称



注 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。

(日本工業規格 A列4番)

新規登録申請書 (2)
(その他の営業所)

営業所の名称	所在地

(日本工業規格 A列 4番)

第十七号様式 (第四十四条関係)

(新設)

旅行サービス手配業者登録簿 (1)

登録年月日	年 月 日
知事登録旅行サービス手配業第 号	
ふりがな	
氏 名 (法人にあつては、 その名称)	
ふりがな	
代表者の氏名 (法人の場合)	
ふりがな	
住所 (法人にあつては、 その所在地)	

ふりがな			
商号			
ふりがな	ふりがな		
主たる営業所の名称	主たる営業所の所在地		

(日本工業規格 A列4番)

旅行サービス手配業者登録簿 (2)
(その他の営業所)

営業所の名称	所在地

(日本工業規格 A列 4番)

第七十九号様式 (第四十五条関係)

(新設)

登録事項変更届出書	
受付印	知事登録旅行サービス手配業 第 号
変 更 事 項 (新旧の対照を明示すること。)	
新	旧

年 月 日

知事殿

旅行業法第二十七条第一項の規定により登録事項の変更の届出を
します。
この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

届出人の氏名又は名称

(日本工業規格 A列 4番)

第二十号様式 (第四十五条関係)

(新設)

変更届出添付書類 (1)

登録年月日	年 月 日
知事登録旅行サービス手配業第 号	
ふりがな	
氏 名 (法人にあつては、 その名称)	
ふりがな	
代表者の氏名	

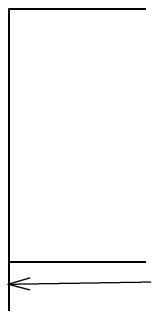
(法人の場合)		
ふりがな		
住所 (法人にあつては、 その所在地)		
ふりがな		
商号		
ふりがな	ふりがな	
主たる営業所の 名称	主たる営業所の 所在地	

注 変更に係る事項が氏名、商号、名称、住所、代表者の氏名又は主たる営業所である場合に記載し、添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

変更届出添付書類 (2)

その他の営業所の名称	所在地



(年 月撮影)

所属及び職名
氏 名

(年 月 日生)

旅行業法第二十九条において準用する
同法第十二条の二十六第二項の検査員の証

年 月 日まで有効

観光庁長官 印

(表)

9セシチヌメートル

旅行業法抜粋

(立入検査)

第十二条の二十六 観光庁長官は、旅程管理研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、登録研修機関の事務所に立ち入り、旅程管理研修業務の状況又は設備、帳簿、

9セシチヌメートル

書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(準用)

第二十九条 第十二条の十二から第十二条の二十八までの規定は、登録研修機関について準用する。この場合において、第十二条の十二中「前条第一項」とあるのは「第二十八条第五項」と、「旅程管理研修の」とあるのは「同項に規定する旅行サービスマニエール研修管理者研修 (以下この節において「旅行サービスマニエール研修管理者研修」という。))の」と、同条、第十二条の十三第三号、第十二条の十四第二項第三号、第十二条の十六 (見出しを含む。)、第十二条の十九、第十二条の二十二から第十二条の二十五まで、第十二条の二十六第一項、第十二条の二十七 (見出しを含む。))並びに第十二条の二十八第四号及び第五号中「旅程管理研修業務」とあるのは「旅行サービスマニエール研修業務」と、第十二条の十三、第十二条の十五第一項、第十二条の二十三第五号、第十二条の二十七第一項並びに第十二条の二十八第一号及び第四号中「第十二条の十一第一項」とあるのは「第二十八条第五項」と、第十二条の十四第一項及び第十二条の二十第二項中「旅程管理研修」とあるのは「旅行サービスマニエール研修業務」と、第十二条の十四第一項中「別表第一」とあるのは「別表第二」と、第十二条の十八 (見出しを含む。))中「旅程管理研修業務規程」とあるのは「旅行サービスマニエール研修業務規程」と、同条第一項中「旅程管

6
セ
チ
ス
ト
ル

理研修業務に」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務に」と、「旅程管理研修業務の」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務の」と、同条第二項及び第十二条の二十二中「旅程管理研修の」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修の」と、第十二条の十八第二項中「旅程管理研修に」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修に」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(罰則)

第八十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした第二十八条第五項に規定する登録研修機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

四 第二十九条において準用する第十二条の二十六第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(裏)

第二十二号様式 (第七十三条関係)

9センチメートル	9センチメートル
2.5センチメートル	3センチメートル
(写真)	第 年 月 日

第十六号様式 (第五十七条関係)

9センチメートル	9センチメートル
2.5センチメートル	3センチメートル
(写真)	第 年 月 日

<p>(年 月撮影)</p> <p>所屬及び職名 氏 名</p> <p>(年 月 日生)</p> <p>旅行業法第七十条第五項の 検査員の証</p> <p>年 月 日まで有効</p> <p style="text-align: center;">「 観光庁長官 都道府県知事」 印</p>	
--	--

(表)

<p>旅行業法<u>抜粋</u></p> <p>(都道府県が処理する事務)</p> <p>第六十七条 この法律に規定する観光庁長官の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。 (報告徴収及び立入検査)</p> <p>第七十条</p>	<p>旅行業法施行令<u>抜粋</u></p> <p>(都道府県が処理する事務)</p> <p>第五条 旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）及び旅行業者代理業（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項前段に規定する観</p>
--	---

<p>(年 月撮影)</p> <p>所屬及び職名 氏 名</p> <p>(年 月 日生)</p> <p>旅行業法第二十六条第五項の 検査員の証</p> <p>年 月 日まで有効</p> <p style="text-align: center;">「 登録行政庁」 印</p>	
--	--

(表)

<p>旅行業法<u>抜粋</u></p> <p>(都道府県が処理する事務)</p> <p>第二十四条 この法律に規定する観光庁長官の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。 (報告徴収及び立入検査)</p> <p>第二十六条</p>	<p>旅行業法施行令<u>抜粋</u></p> <p>(都道府県が処理する事務)</p> <p>第五条 旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）及び旅行業者代理業に関する法第二章（第十二条の三を除く。）、第二十二條の十五第四項及び第二十二條の二十二第二項において準用する第十八條第</p>
---	---

<p>3 観光庁長官は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、その職員に旅行者等若しくは旅行サービス手配業者の営業所若しくは事務所又は第十二条の十一第一項若しくは第二十八条第五項の登録を受けた者若しくは旅行業協会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。</p>	<p>光圏内限定旅行者代理業を除く。以下この項において同じ。)に関する法第二章第一節(第十二条の三を除く。)、第五十四条第四項及び第六十一条第二項において準用する第十八条第二項、第六十二条第一項、第六十四条、第六十五条第一項及び第二項並びに第七十条第一項及び第三項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、これらの旅行業又は旅行者代理業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p>	<p>二項、第二十二條の二十三第一項、第二十三條、第二十三條の二第一項及び第二項並びに第二十六條第一項及び第三項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、これらの旅行業又は旅行者代理業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p>
<p>5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>	<p>2 旅行サービス手配業に関する法第二章第二節、第六十四条、第六十五条第一項及び第二項並びに第七十条第一項及び第三項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、旅行サービス手配業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、法第七十条第一項及び第三項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事務にあつては、観光庁長官が自らその事務を行うことを妨げない。</p>	<p>3 旅行者等が組織する団体(法第二十二條の二の旅行業協会を除く。)に関する法第二十六條第一項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p>
<p>6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(罰則)</p>	<p>6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(罰則)</p>	<p>4 前三項の場合においては、法中前三項に規定する事務に係る観光庁長官に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。</p>
<p>第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>二十二 第七十条第三項若しく</p>	<p>第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>十八 第二十六条第三項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し</p>	

<p>は第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>	<p>4 旅行者等が組織する団体（法第四十一条第二項に規定する旅行業協会を除く。）に関する法第七十条第一項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p> <p>5 前各項（第二項ただし書を除く。）の場合においては、法中これらの規定に規定する事務に係る観光庁長官に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。</p>	<p>、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>
(裏)	(裏)	

（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(観光圏内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式) 第九条の二 法第十二条第四項の規定により観光圏内限定旅行業務取扱管理者を旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する場合において、旅行業法施行規則第二十七条の七中「第十号様式」とあるのは、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則別記第二号様式」とする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(観光圏内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式) 第九条の二 法第十二条第四項の規定により観光圏内限定旅行業務取扱管理者を旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する場合において、旅行業法施行規則第二十七条の四中「第九号様式」とあるのは、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則別記第二号様式」とする。</p>

(国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則の一部改正)

第三条 国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則(平成二十六年国土交通省令第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(観光旅客滞在促進事業を定めた産業振興促進計画の認定の申請の際に添付すべき書類)
 第十六条 法第十八条第一項の国土交通省令で定める書類は、次の表の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同表の下欄に掲げる書類とする。

規定	書類
法第十八条第一項	書類
旅行業法第三条の旅行者代理業の登録に係る部分	実施主体の商号、主たる営業所の名称及び所在地、代理する旅行者の氏名又は名称並びに住所を記載した書類並びに旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)第一条の四第一項第一号及び第二号に掲げる書類
(略)	(略)

(奄美群島内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式)
 第二十條 法第十八条第四項の規定により奄美群島内限定旅行業務取扱管理者を旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する場合において、旅行業法施行規則第二十七条の七中「第十号様式」とあるのは、「奄美群島振興開発特別措置法施行規則別記第八号様式」とする。

改正前

(観光旅客滞在促進事業を定めた産業振興促進計画の認定の申請の際に添付すべき書類)
 第十六条 法第十八条第一項の国土交通省令で定める書類は、次の表の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同表の下欄に掲げる書類とする。

規定	書類
法第十八条第一項	書類
旅行業法第三条の旅行者代理業の登録に係る部分	実施主体の商号、主たる営業所の名称及び所在地、代理する旅行者の氏名又は名称並びに住所を記載した書類並びに旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)第一条の三第一項第一号及び第二号に掲げる書類
(略)	(略)

(奄美群島内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式)
 第二十條 法第十八条第四項の規定により奄美群島内限定旅行業務取扱管理者を旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する場合において、旅行業法施行規則第二十七条の四中「第九号様式」とあるのは、「奄美群島振興開発特別措置法施行規則別記第八号様式」とする。

(小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部改正)

第四条 小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則(平成二十六年国土交通省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(観光旅客滞在促進事業を定めた産業振興促進計画の認定の申請の際に添付すべき書類)
 第二十条 法第十八条第一項の国土交通省令で定める書類は、次の表の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同表の下欄に掲げる書類とする。

規定	書類
法第十八条第一項	書類
旅行業法第三条の旅行者代理業の登録に係る部分	実施主体の商号、主たる営業所の名称及び所在地、代理する旅行者の氏名又は名称並びに住所を記載した書類並びに旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十号)第一条の四第一項第一号及び第二号に掲げる書類
(略)	(略)

(小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式)
 第二十四条 法第十八条第四項の規定により小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する場合において、旅行業法施行規則第二十七条の七中「第十号様式」とあるのは、「小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則別記第十号様式」とする。

改正前

(観光旅客滞在促進事業を定めた産業振興促進計画の認定の申請の際に添付すべき書類)
 第二十条 法第十八条第一項の国土交通省令で定める書類は、次の表の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同表の下欄に掲げる書類とする。

規定	書類
法第十八条第一項	書類
旅行業法第三条の旅行者代理業の登録に係る部分	実施主体の商号、主たる営業所の名称及び所在地、代理する旅行者の氏名又は名称並びに住所を記載した書類並びに旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十号)第一条の三第一項第一号及び第二号に掲げる書類
(略)	(略)

(小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式)
 第二十四条 法第十八条第四項の規定により小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する場合において、旅行業法施行規則第二十七条の四中「第九号様式」とあるのは、「小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則別記第十号様式」とする。

附 則

この省令は、平成三十年一月四日から施行する。